

証券コード：2183

株式会社リニカル



第21回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時

開催場所

新大阪ブリックビル3階A会議室
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のう
え、ご来場ください。)

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

インターネット等または書面
による議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時30分まで

ご挨拶



代表取締役社長
秦野 和浩

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、世界中の患者様に画期的な新薬を届けるという創業の志を胸に「日本発のグローバルCRO」の実現に向けて歩み続けており、積極的な国際展開によって欧米アジアでのプレゼンスを強化し、海外売上高比率の拡大を図ってまいりました。これもひとえに株主の皆様をはじめお客様や関係各位のご支援と、従業員一同の努力の成果であり、心より感謝申し上げます。

製薬業界は、生成AI等の先端テクノロジーの急速な浸透、開発環境のデジタル化・DXの加速、新興バイオ医薬品企業とのエコシステム形成など、構造的な転換を迎えています。同時にレギュラトリー環境の多様化や人材獲得競争の激化など、CRO業界に求められる役割も急速に拡大しており、市場環境も厳しさを増しています。当社グループは、この大きな変革の波にしっかりと対応し、先端テクノロジーの有効活用、グローバル人材基盤の拡充、顧客パートナーシップの深化を三本柱として、経営基盤の強化と競争力の向上に注力し、次期の回復と成長に向けて経営資源の最適配分を行ってまいります。

今後とも、株主の皆様には変わらぬご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	6
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	11
事業報告	14
1. 企業集団の現況	14
2. 株式の状況	22
3. 新株予約権等の状況	22
4. 会社役員の状況	23
5. 会計監査人の状況	29
6. 会社の支配に関する基本方針	30
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	30
連結計算書類	31
連結貸借対照表	31
連結損益計算書	32
計算書類	33
貸借対照表	33
損益計算書	34
監査報告	35
連結計算書類に係る会計監査報告	35
計算書類に係る会計監査報告	37
監査等委員会の監査報告	39
ご参考	41
トップインタビュー	41
次期の見通し	43

株主各位

(証券コード：2183)
2026年6月8日
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株式会社リニカル
代表取締役社長 秦野和浩

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。
さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.linical.com/ja/investors>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主・株式情報」よりご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/2183/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リニカル」または「コード」に当社証券コード「2183」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル3階A会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第21期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月23日 (火曜日)
午前10時

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日 (月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月22日 (月曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 票

議決権の数	議決権の数

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 票

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第2号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

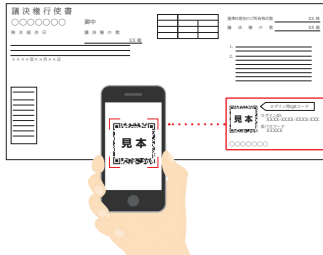
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

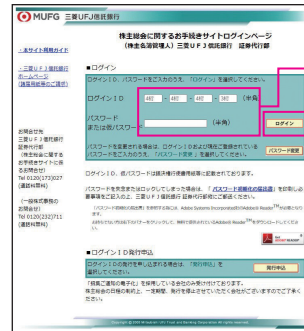
- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者に関しましては、指名委員会（任意）への諮問を経て、取締役会において決定しております。また監査等委員会より、本議案で提案いたします者を候補者とするは適切であるとの意見を得ております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 は た の か ず ひ ろ

1 秦 野 和 浩 (1965年3月17日生)

再 任



所有する当社の株式数
742,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年4月 マルホ(株) 開発本部入社
 1998年7月 メディテックインターナショナル(株) 開発部入社
 1999年3月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
 2004年9月 アウローラ(株) 取締役
 2005年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）
 2010年2月 当社 開発本部長
 2015年9月 当社 経営企画室長
 2020年12月 当社 開発本部長
 2021年7月 当社 営業企画室長
 2024年6月 当社 執行役員CEO（現任）
 当社 執行役員CCO (Chief Commercial Officer)（現任）
 2024年8月 当社 執行役員CSO (Chief Strategy Officer)（現任）
 当社 経営企画室長（現任）
 2025年7月 当社 広報室長（現任）

取締役候補者とした理由

秦野和浩氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験を背景に、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の経営の指揮を執り、中長期的成長への戦略を策定・実行し、当社グループのグローバル化を推進しており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 なか じ

2 中路

しげる

茂

(1966年7月31日生)

新任



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
2004年11月 Fujisawa Healthcare Inc.（現：Astellas US LLC）
Assistant Director, Drug Development Project Management
2008年 4月 アステラス製薬(株) アジア開発部次長
2012年10月 Astellas Pharma China Inc.
Planning & Administration Director, Medical & Development
2014年10月 Astellas Pharma China Inc. Executive Director, Development
2017年10月 アステラス製薬(株) 日本アジア臨床開発1部 次長
2018年 4月 同社 開発推進部 部長
2023年 3月 同社 MDSO開発推進部 部長
2024年 3月 同社 CMOオフィス ストラテジーオペレーション 部長
2025年 4月 同社 CRDOオフィス RDストラテジーオペレーションズ
RDオペレーションズ 部長
2026年 4月 同社 CRDOオフィス RDストラテジーオペレーションズ
シニアアドバイザー（現任）

取締役候補者とした理由

中路茂氏はアステラス製薬(株)の臨床開発部門にて米国、中国での海外駐在経験があり、米国では現地プロジェクトマネジメントに従事し、中国では開発部門長として組織構築と開発戦略の策定・実行を担当しており、臨床開発の経験を有しております。日本帰任後は、CRDOオフィス等にてグローバルR&D組織運営に携わっております。また、業界活動としましては日本製薬工業協会医薬品評価委員会の委員長を担っており、広く業界活動の経験を有しております。その豊富な経験と知識を当社の事業成長と企業価値の向上に活かしていただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** 河合

い じゅん
順 (1968年10月26日生)

新任



所有する当社の株式数
600,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 4月 日本シェーリング(株) (現：バイエル薬品(株)) 研究本部入社
 1996年 11月 メディテックインターナショナル(株) 開発部入社
 1999年 6月 スミスクライン・ビーチャム製薬(株)
 (現：グラクソ・スミスクライン(株)) 開発本部入社
 2001年 7月 塩野義製薬(株) 開発本部入社
 2004年 9月 アウローラ(株) 取締役
 2005年 12月 当社 取締役
 2007年 4月 当社 開発副本部長 (大阪)
 2008年 4月 当社 常務取締役
 2013年 5月 LINCAL KOREA CO., LTD. 代表取締役
 2013年 6月 当社 専務取締役
 2016年 6月 当社 取締役副社長、当社 アジア統括担当
 2017年 7月 当社 品質管理本部長
 2019年 5月 Lincal China Co., Ltd. 董事長
 2019年 12月 LINCAL TAIWAN CO., LTD. 董事長
 2021年 5月 LINCAL USA, INC. Director, President & CEO
 Lincal Accelovance America, Inc. Director, President & CEO
 2023年 1月 LINCAL Europe Holding GmbH Director & CEO
 LINCAL USA, INC. Director
 Lincal Accelovance America, Inc. Director
 2024年 4月 当社 総務・人事・法務ユニット長 (現任)
 2024年 6月 当社 執行役員CAO (Chief Administrative Officer) (現任)
 2024年 8月 Lincal Australia PTY Ltd 取締役 (現任)
 2025年 4月 当社 開発副本部長
 2026年 4月 当社 執行役員CCOO(Chief Clinical Operation Officer) (現任)、当社 開発本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

河合順氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社品質管理本部長、アジア統括担当を経験し、2021年5月から米国事業を指揮した後、2023年1月からは欧州事業を指揮、現在はChief Administrative Officerとして当社のグローバル戦略を牽引しており、取締役としての重責を担うのに十分な実績を持つことから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 あん どう よし みつ

4 安藤 良光 (1958年11月5日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4月	藤沢薬品工業(株) (現：アステラス製薬(株))	入社
2009年 1月	アステラス製薬(株) 開発本部	臨床開発第二部長
2011年10月	富山化学工業(株) 開発部門担当	執行役員
2012年 6月	同社 常務執行役員	開発部門長兼事業戦略室副室長
2013年 4月	同社 常務執行役員	臨床開発室長
2015年 6月	同社 取締役 常務執行役員	臨床開発室長
2017年 4月	同社 取締役 常務執行役員	社長補佐兼臨床開発室長
2018年10月	富士フィルム富山化学(株) 取締役 常務執行役員	開発本部長
2021年 7月	当社	常勤監査役
2023年 6月	当社	社外取締役（常勤監査等委員）
2025年 6月	当社	社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安藤良光氏はアステラス製薬(株)にてグローバルプロジェクトリーダーとして医薬品のグローバル開発をリードし、また臨床開発部長として国内臨床開発を推進した経験を有しております。さらには、富山化学工業(株)において取締役として臨床開発室を率いた経験及び富士フィルム富山化学(株)において取締役として開発本部を率いた経験を有しており、その豊富な経験と知識を当社の事業成長と企業価値の向上に引き続き活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 にし むら さと こ
5 西村 智子 (1967年1月14日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）
入所
 1993年 8月 公認会計士登録
 2001年 3月 西村智子公認会計士事務所開設 同所長（現任）
 2002年10月 税理士登録
 西村智子税理士事務所開設 同所長（現任）
 2023年 2月 象印マホービン(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
 2023年 6月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西村智子氏は公認会計士及び税理士としての専門知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監督体制の強化に引き続き活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 安藤良光氏及び西村智子氏は社外取締役候補者であります。当社は、安藤良光氏及び西村智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 西村智子氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 安藤良光氏及び西村智子氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、安藤良光氏は3年（うち、社外取締役（監査等委員）2年）、西村智子氏は3年となります。
4. 中路茂氏の取締役就任日は、2026年8月1日を予定しております。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、安藤良光氏および西村智子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。西村智子氏は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」における取締役候補者でもあります。第1号議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員でない取締役に就任した場合であっても、将来、監査等委員である取締役に欠員が生じ、同氏が監査等委員である取締役として就任するときは、当該就任に先立ち、監査等委員でない取締役に辞任する予定であります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

にしむら

西村

さとこ

智子

(1967年1月14日生)

社外

独立役員

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）
入所

1993年8月 公認会計士登録

2001年3月 西村智子公認会計士事務所開設 同所長（現任）

2002年10月 税理士登録

西村智子税理士事務所開設 同所長（現任）

2023年2月 象印マホービン(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）

2023年6月 当社 社外取締役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西村智子氏は公認会計士及び税理士としての専門知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である取締役に就任した場合には、その職責を適切に遂行いただけるものと考えます。以上の理由により補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 西村智子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 西村智子氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社

外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 西村智子氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、西村智子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考) 株主総会後における当社取締役会の「スキルマトリックス」

第1号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

氏名	役職	企業経営 事業戦略	医薬品 開発	グローバル 事業	人事 戦略	リスク管理 コンプライアンス 法務	財務 会計
秦野 和浩	代表取締役社長 執行役員CEO 兼CCO	○	○	○			
中路 茂	取締役 執行役員CSO	○	○	○			
河合 順	取締役 執行役員CAO 兼CCOO	○	○	○	○	○	
安藤 良光	社外取締役	○	○	○		○	
西村 智子	社外取締役						○
村上 祐一	社外取締役 (常勤監査等委員)					○	○
中島 与志明	社外取締役 (監査等委員)				○	○	
杵山 栄理	社外取締役 (監査等委員)					○	

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

●連結経営成績の状況

当期連結経営成績につきましては、複数の大型新規案件の獲得があったものの、これらの開始遅延等により、大型案件終了に伴う売上減少を補うことができなかった米国、欧州が前期比で大幅な減収となったこと等により、連結の売上高は8,665百万円（前期比17.0%減）となりました。利益面では、台湾、中国が営業黒字を確保するとともに、韓国は減収となったものの原価発生を抑えたことにより営業損失が縮小し、日本も増収により営業損失が縮小しましたが、米国、欧州での減収に伴う営業損失が大きく発生したことから、営業損失は2,073百万円（前期は583百万円の営業損失）、経常損失は2,023百万円（前期は498百万円の経常損失）となりました。また、当連結会計期間末において減損損失として欧州事業に係るのれんの減損や日本事業に係る固定資産の減損を認識したことに加え、繰延税金資産の取り崩しを行ったことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は3,329百万円（前期は539百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループはセグメント区分を変更し、CRO事業の単一セグメントとなったため、セグメント別の記載をしておりません。

●地域別の状況

日本においては、複数の大型既存案件の中止や期間短縮の契約変更が発生した影響により前期は大幅な減収となりましたが、現況は国内外の製薬会社から日本での案件を複数受託し、前期比で増収となり、利益面でも営業損失が縮小しました。日本ではドラッグ・ロスが深刻な社会課題となっており厳しい市場環境が続いていますが、欧米及びアジア事業と連携し国内外の営業活動を継続することで受注を獲得しております。引き続き人員稼働率向上のための施策の遂行と経費の厳密な管理により業績改善に努めます。

売上高

8,665百万円

前期比

17.0%減



営業損失

2,073百万円

前期は営業損失

583百万円

経常損失

2,023百万円

前期は経常損失

498百万円

親会社株主に帰属する
当期純損失

3,329百万円

前期は親会社株主に帰属する当期純損失

539百万円

米国においては、米国、欧州、豪州を含む複数の大型国際共同治験の受注内諾を得て契約締結手続きを進めており、契約が完了した一部は受注残高に計上され売上高に寄与しておりますが、米国での政府機関閉鎖等の影響で治験の開始時期が遅れたこと等により、大型案件終了に伴う売上減少を補うことができず、前期比で大幅な減収、営業赤字となりました。開始が遅延した複数案件については本格稼働に向けて進捗しており、引き続き、有望な米国市場において既存顧客との取引拡大と有望なバイオテックからの新規案件獲得に注力し、持続的な成長を図ってまいります。

欧州においては、前期比で減収となり、また、他拠点への外注費の増加もあり営業損失が拡大しました。引き続き米国等他拠点と連携し欧州内の案件獲得に向けて営業活動に注力し、稼働率を高め収益改善に努めます。

韓国においては、複数の既存案件で顧客都合による中断が発生したことで、前期比で減収となりましたが、原価発生を抑制したことから営業損失は縮小しました。引き続き日本・アジア地域等他拠点と連携し、国内外企業からの受注獲得に向け営業活動を進めてまいります。

中国においては、前期比で増収となり、営業黒字となりました。足元では現地での営業体制強化の効果もあり、現地製薬会社・バイオテックからの引き合いも増加しております。日系企業への中国での治験ニーズの開拓に加え、現地企業の日本を含むグローバル開発ニーズを深耕すべく引き続き営業活動を継続してまいります。

台湾においては、新規案件の獲得等により前期比で増収となり、利益面でも営業黒字となりました。国内外で開発を進める台湾バイオテック等から複数の新規案件の打診を受けており、引き続き積極的な営業活動を継続しております。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

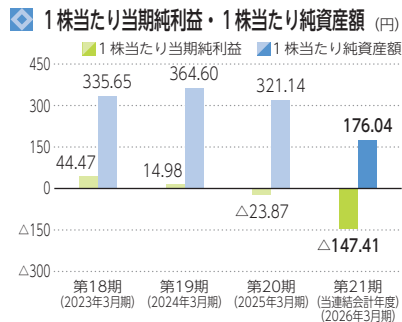
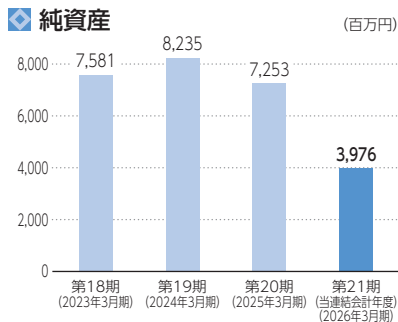
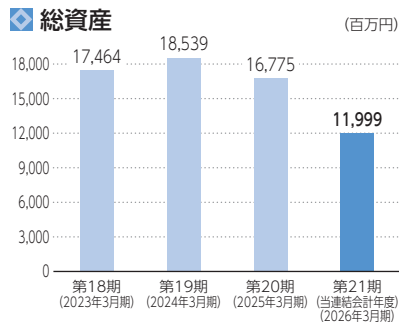
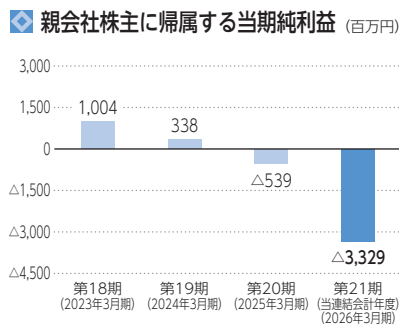
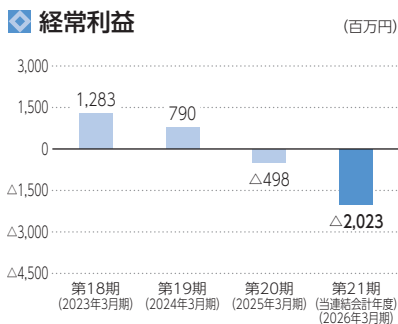
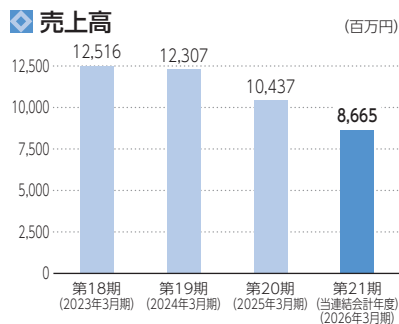
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (2025年3月期)	第21期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	12,516	12,307	10,437	8,665
経常利益 (百万円)	1,283	790	△498	△2,023
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,004	338	△539	△3,329
1株当たり当期純利益 (円)	44.47	14.98	△23.87	△147.41
総資産 (百万円)	17,464	18,539	16,775	11,999
純資産 (百万円)	7,581	8,235	7,253	3,976
1株当たり純資産額 (円)	335.65	364.60	321.14	176.04

(注) 1. △は損失を表しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出してしております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
LINICAL USA, INC.	300千USドル	100%	CRO事業
Linical Accelovance America, Inc.	108千USドル	100%	CRO事業
LINICAL Europe Holding GmbH	25千ユーロ	100%	持株会社
LINICAL Europe GmbH	25千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL Spain, S.L.	3千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL France SARL	1,002千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL KOREA CO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	CRO事業
LINICAL China CO., LTD.	3百万人民元	100%	CRO事業
LINICAL TAIWAN CO., LTD.	13百万台湾ドル	100%	CRO事業

(注) 当社の議決権比率は間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、海外拠点網の拡充とグループ間の連携強化を推進するとともに、グローバル化を支えるコーポレートガバナンスの強化に取り組んできました。現在、製薬業界は、新興バイオ医薬品企業の台頭による創薬主体の変化、開発候補品を巡る国際的な獲得競争の激化、日本国内における薬価等医療費抑制政策とドラッグロスの進展など、様々な変化に直面しており、CROをめぐる事業環境もまた、急速に変化しています。こうした変化の激しい環境の中、当社グループは、将来にわたる安定的な収益基盤確立のため、米国を中心とした更なる海外事業の拡大、必要な人材の確保・育成とテクノロジーへの投資など、以下の重点施策に取り組みます。

①グローバル営業戦略の強化

当社グループは、日系製薬会社からの受注に加え、各拠点が連携してグローバルでの情報収集・営業活動を強化することで欧米・アジアの海外企業からの受託が増加しています。特に、有望な開発パイプラインを有する欧米の新興バイオ医薬品企業にフォーカスし、そのニーズにマッチしたきめ細やかな提案を行うことにより、大手グローバルCROとの差別化を図り、顧客基盤を拡大してきました。今後、こうした多様な顧客層から安定的なりピート受注を獲得するため、グローバル営業人材の採用・育成を強化するとともに、拠点間の営業活動における連携体制をより一層強化してまいります。

②グループ経営の効率化

新薬開発のグローバル化と顧客層の多様化に伴い、臨床開発における各種業務をワンストップで委託するニーズが高まっています。新興バイオ医薬品企業や中小規模の製薬会社は、グローバルでの医薬品開発・販売に必要な機能を自社で保有していないことも多く、CROは高度な専門性とコンサルティング能力が求められる状況にあります。

当社グループでは、日本や欧米、アジア市場への進出を検討している国内外の新興バイオ医薬品企業、製薬会社に対し、創薬支援業務として医薬品市場分析と開発戦略立案、規制当局に対する届出・相談、治験実施計画書や申請関連書類の作成、規制当局への承認申請、共同開発や導出などのパートナーリング支援等を行い、臨床開発に進む際には強みとするモニタリング業務とともにメディカルライティング業務、データマネジメント・統計解析業務、並びに安全性情報管理業務をワンストップで提供しております。また、医薬品の製造販売承認後において、競合品との差別化や医薬品の適正使用に資する医療データを収集する臨床研究等の企画から論文作成に至るまで、新薬臨床開発の上流・下流工程においてもサービス提供範囲を拡大しております。

こうしたサービス拡大を進めながらも収益性を向上させるため、各機能組織をグループ全体で最適化するとともに、機能間の連携強化を進めています。加えて、協業関係の強化による外部リソースの有効活用を図り、多様化する顧客ニーズに柔軟に対応してまいります。

③海外事業のさらなる成長

当社グループは、世界最大の医薬品市場である米国とそれに次ぐ欧州において、新興バイオ医薬品企業との信頼関係を構築し順調に事業を拡大しており、継続して欧米子会社の営業機能を強化してまいります。また、当社が拠点を持つ中国、韓国、台湾などの製薬・新興バイオ医薬品企業も、自国内での開発に加え、欧米、日本への進出を検討しており、アジアでの営業機能についても人材の強化を図っております。欧米と日本・アジアが連携した営業活動を展開することで、グループ全体で受注獲得能力の拡充を図ってまいります。

また、2024年に設立したオーストラリア子会社に端を発し、特に欧米の顧客ニーズに対応するため、南米、東南アジア等の現在当社グループの拠点が無い地域においても現地CROとの協業もしくは当社拠点の設立を検討・推進しております。これにより、顧客企業にとって最適な開発戦略を提案・実行できるグローバルCROとしてのケイパビリティを一層強化します。

④テクノロジーの進化に起因する新薬開発の変化への対応

近年、人工知能（AI）や分散型臨床試験（DCT）など、デジタル技術の活用が加速し、臨床開発の効率化に対するニーズが高まっています。こうした状況下において、当社グループでは、このニーズに適切に対応するため、様々なソリューションを持つベンダーとの協業体制を確立し、必要なシステムの導入検討・推進を積極的に図るとともに、テクノロジーと臨床開発の双方に精通し、その知見を統合的に活用できる人材の採用・育成を強化してまいります。また、当社グループに不足する機能についてはグローバルな視点での戦略的パートナーリングを推進し、必要に応じて内製化をも視野に入れることで、多様化する治験効率化ニーズに対応してまいります。

⑤財務基盤の強化

海外拠点拡充などの中期的成長戦略を迅速・柔軟に実現するためには、当座比率、自己資本比率を高め、調達コストを意識した機動的な資金調達を可能にする必要があります。

当社グループは、前出の戦略による増収と、高稼働率の維持、コスト管理の徹底により、1株当たり当期純利益の持続的な成長を目指すとともに、株主還元と成長資金の確保の両立に努めてまいります。

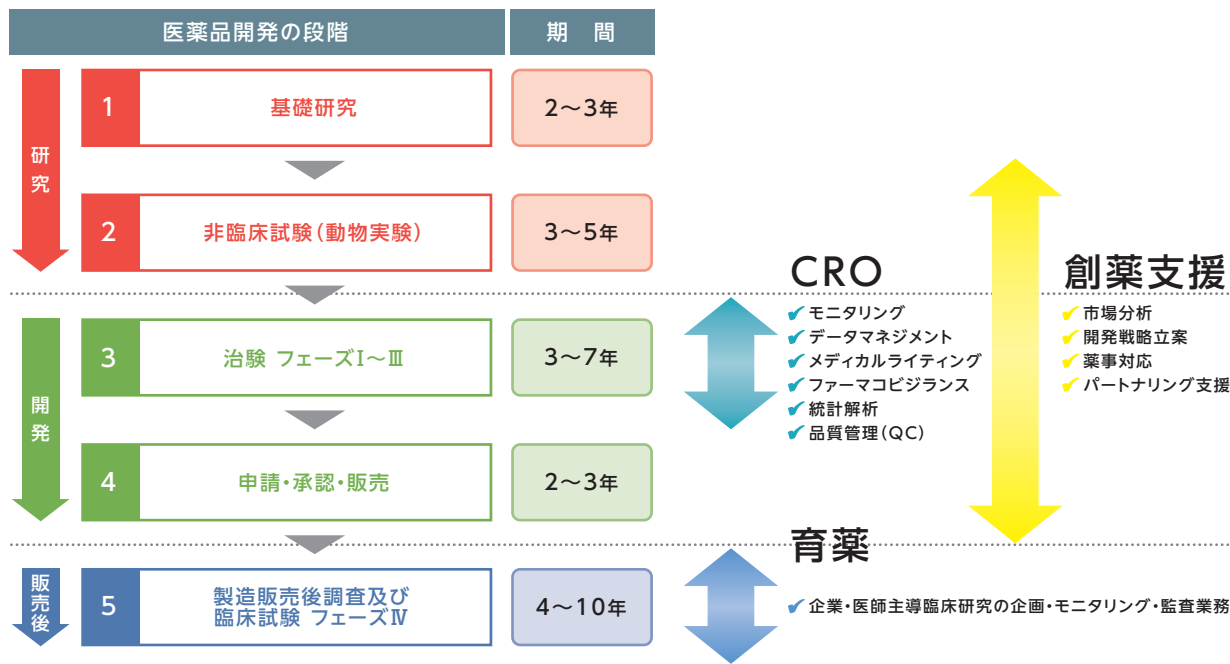
(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、医薬品の開発・販売における戦略的ビジネスパートナーとして、医薬品開発業務受託事業（CRO事業）を主たる事業とし、その他に育薬事業、創薬支援事業をグローバルに展開しております。

各事業における主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
医薬品開発業務受託事業（CRO事業）	製薬会社が行う医薬品開発のための治験において、モニタリング業務 ^(注) を中心に、品質管理、データマネジメント、統計解析、メディカルライティング、ファーマコビジランス等の業務を行っています。
育薬事業	当社グループの柱の事業であるCRO事業の強みを活かし、発売（製造販売）後の企業・医師主導臨床研究の組織体制構築業務、企画業務、モニタリング業務、監査業務等を行っています。
創薬支援事業	国内外のバイオベンチャー企業の創薬を支援することを目的として、開発品の市場分析・調査、開発・薬事戦略立案、薬事対応、パートナーリング・ライセンス支援等のコンサルティングサービスを行っています。

(注) モニタリング業務とは、医療機関との契約手続きをはじめ、担当医師に対する治験への患者様の組入れ依頼、投与後のデータ（有効性、安全性）の回収、データ信頼性の確保等を行う業務をいいます。



(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

大 阪 本 社	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
東 京 オ フ ィ ス	東京都港区東新橋一丁目9番2号

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
577名	21名減

(注) 従業員数は就業員数で記載しており、従業員数に委任型執行役員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
280名	1名減	37.1歳	8.5年

(注) 従業員数は就業員数で記載しており、従業員数に委任型執行役員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	635,058千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	534,884
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200,000
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	100,000

2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 49,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,740,000株 (自己株式2,153,569株を含む)
- (3) 株主数 7,692名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 秦野	4,510千株	19.96%
株式会社 高橋	2,001	8.86
辻本 桂吾	1,024	4.53
株式会社 坂本	810	3.58
秦野 和浩	742	3.28
高橋 明宏	741	3.28
高木 幸一	720	3.18
河合 順	600	2.65
宮崎 正哉	600	2.65
公益財団法人マルホ・高木皮膚科学振興財団	480	2.12

(注) 1. 当社は、自己株式を2,153,569株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中において使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秦 野 和 浩	執行役員CEO 執行役員CCO (Chief Commercial Officer) 執行役員CSO (Chief Strategy Officer) 開発本部長 経営企画室長 広報室長
取締役	安 藤 良 光	
取締役	西 村 智 子	西村智子公認会計士事務所 所長 西村智子税理士事務所 所長 象印マホービン株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (常勤監査等委員)	村 上 祐 一	
取締役 (常勤監査等委員)	中 島 与 志 明	
取締役 (監査等委員)	枚 山 栄 理	はばたき総合法律事務所パートナー弁護士 新明和工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) ロート製薬株式会社 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役安藤良光氏及び西村智子氏、取締役 (常勤監査等委員) 村上祐一氏及び中島与志明氏並びに取締役 (監査等委員) 枚山栄理氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 村上祐一氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、村上祐一氏及び中島与志明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 社外取締役安藤良光氏、西村智子氏、村上祐一氏、中島与志明氏及び枚山栄理氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役安藤良光氏、西村智子氏、村上祐一氏、中島与志明氏及び枚山栄理氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社及び子会社の取締役 (社外取締役を含む)、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定す

る役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、2026年12月に当該保険契約を上記内容にて更新する予定であります。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	75百万円 (18)	75百万円 (18)	— (—)	— (—)	4名 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	44 (44)	44 (44)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	119 (62)	119 (62)	— (—)	— (—)	6 (5)

- (注) 1. 安藤良光氏は2025年6月25日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を退任し、新たに取締役(監査等委員)である取締役を除く。)に就任しております。同氏の支給額と人員については、第20回定時株主総会までの期間分は取締役(監査等委員)に、以降の期間分は取締役(監査等委員である取締役を除く。)に含めて記載しております。
2. 松山栄理氏は2025年6月25日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)を退任し、新たに取締役(監査等委員)に就任しております。同氏の支給額と人員については、第20回定時株主総会までの期間分は取締役(監査等委員である取締役を除く。)に、以降の期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。
3. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、3名(うち社外取締役2名)です。
6. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2024年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該方針は、報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議を行い、その答申を得たうえ、取締役会が決定しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役報酬の基本方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、経営理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、役員報酬制度の客観性及び透明性を確保し、適切に能力を発揮されることを目的として定めております。

当社の取締役報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

a. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役（監査等委員である取締役ならびに社外取締役を除く。）の報酬等の種類は、固定の「基本報酬」ならびに短期の業績結果等により変動する「賞与」とします。「賞与」制度においては業務執行取締役を対象としており、「業績賞与制度（賞与制度Ⅰ）」と「特別賞与制度（賞与制度Ⅱ）」から構成されます。取締役（監査等委員である取締役ならびに社外取締役を除く。）のうち非業務執行取締役については、賞与制度のうち対象となるのは「特別賞与制度（賞与制度Ⅱ）」のみとなります。報酬構成としては、対象となる取締役の意欲向上に資する制度となるよう、業績標準時においては、おおよそ基本報酬80%、賞与20%の割合になるように設計しております。

なお、社外取締役においては、その職責に鑑み、業績連動による報酬体系は好ましくないと判断し「基本報酬」のみとしております。

b. 報酬等の額またはその算定方法の決定方針

(基本報酬)

役割や担当職責等に応じた基準額に基づき、毎月定額にて支給する金銭報酬であります。

(業績賞与制度（賞与制度Ⅰ））

企業価値向上に重要と判断した評価指標（KPI）において、業績判定期間における公表数値と実際の業績結果に基づく達成度に応じて支給する金銭による業績連動報酬であります。個人別の額については、標準賞与額に対して、KPI達成度に応じて「0%～100%」の範囲で決定し、毎年6月に支給いたします。

(特別賞与制度（賞与制度Ⅱ））

短期的な業績数値に表れないものの、企業価値向上に寄与したと評価される者に対して、貢献度に応じて支給する金銭による報酬であります。個人別の額については、標準賞与額に対して「0%～100%」の範囲で決定し、毎年6月に支給するものといたします。本制度は、特別に貢献した者に対して支給する内容であり、上記記載の報酬構成の割合には含めておりません。

(その他)

非金銭報酬である株式報酬制度は導入しておりません。

現在、当社の設立メンバーである取締役及び執行役員は、既に一定数の当社株式を保有しております。そのため、株主の皆さまとの利害価値共有は既の実現できているものと考えております。なお、今後の設立メンバー以外の取締役及び執行役員の就任など、会社組織形態の変化に応じて役員報酬制度についても必要な変更を検討してまいります。

ロ. 報酬等の株主総会決議に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額

2024年6月26日開催の第19回定時株主総会でご承認いただきました年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。）です。

b. 監査等委員である取締役の報酬限度額

2023年6月22日開催の第18回定時株主総会でご承認いただきました年額80百万円以内です。

八. 個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役は除く。）の個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役割、業績評価等に基づき、取締役会から一任された代表取締役が決定します。なお、取締役会は、一任された権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、独立社外取締役を過半数として構成する報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしたうえで、上記委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を尊重して決定するものとします。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役秦野和浩氏に対し、報酬委員会への諮問を前提として各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	他の法人等との関係
取締役	西村 智子	西村智子公認会計士事務所 所長 西村智子税理士事務所 所長 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）	当社と特別な関係はありません
取締役 （監査等委員）	枚山 栄理	はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士 新明和工業株式会社 社外取締役（監査等委員） ロート製薬株式会社 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役	当社と特別な関係はありません

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	安藤良光	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員である取締役として2回、監査等委員でない取締役として12回に出席し、国内大手製薬会社等において、グローバル開発リーダー、臨床開発部長や取締役常務執行役員開発本部長を歴任し新薬の開発を牽引した経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、2025年6月25日までに開催された監査等委員会3回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、指名委員会、報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	西村智子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門知識と経験に基づいて、主として財務及び会計の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や助言等を行い、業務執行の監督、並びに企業価値向上に対する役割を果たしております。 また、報酬委員会の委員を務め、取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (常勤監査等委員)	村上祐一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、国内大手製薬会社で経理財務関連の部署を率いた経験やその関係会社の監査役を務めた経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査等委員会14回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、報酬委員会の委員長を務め、取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (常勤監査等委員)	中島与志明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、国内大手製薬会社等での執行役員としての豊富な経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査等委員会14回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、指名委員会の委員長を務め、取締役の指名について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	杵山栄理	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員でない取締役として2回、監査等委員である取締役として12回に出席し、弁護士としての豊富な実務経験に基づいて、主として法的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や助言等を行い、業務執行の監督、並びに企業価値向上に対する役割を果たしております。 また、2025年6月25日以降に開催された監査等委員会11回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、指名委員会の委員を務め、取締役の指名等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	64,612千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64,612千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重要施策と位置づけ、株主の皆様からお預かりした資本に対して如何に報いるかという視点に立ち、業績を勘案した配当施策を行い、安定的に利益還元に努めてまいります。当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を当社定款で定めております。

なお、内部留保金につきましては、将来の事業発展に必要な不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて株主の皆様の期待にお応えしてまいります。

以上の方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり8円00銭とさせていただきます。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,335,175	流 動 負 債	6,382,494
現金及び預金	5,204,281	短期借入金	950,000
売掛金及び契約資産	1,738,933	1年内返済予定の長期借入金	400,008
前払費用	280,862	未払金	480,636
立替金	559,962	未払費用	298,689
その他	590,152	未払法人税等	15,576
貸倒引当金	△39,017	未払消費税等	34,274
固 定 資 産	3,664,457	前受金	1,913,725
有 形 固 定 資 産	319,879	預り金	2,047,728
建物附属設備	399	賞与引当金	137,050
工具、器具及び備品	49,203	その他	104,803
リース資産	270,276	固 定 負 債	1,640,945
無 形 固 定 資 産	2,246,093	長期借入金	699,934
のれん	2,176,039	リース債務	200,373
その他	70,053	退職給付に係る負債	711,188
投資その他の資産	1,098,484	その他	29,449
投資有価証券	245,383	負 債 合 計	8,023,439
長期前払費用	14,978	純 資 産 の 部	
差入保証金	242,063	株 主 資 本	2,302,949
繰延税金資産	596,058	資本金	214,043
資 産 合 計	11,999,633	利益剰余金	2,746,370
		自己株式	△657,464
		その他の包括利益累計額	1,673,243
		その他有価証券評価差額金	13,703
		為替換算調整勘定	1,571,106
		退職給付に係る調整累計額	88,432
		純 資 産 合 計	3,976,193
		負 債 純 資 産 合 計	11,999,633

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,665,822
売上原価		7,541,865
売上総利益		1,123,956
販売費及び一般管理費		3,197,034
営業損失(△)		△2,073,077
営業外収益		
受取利息	44,951	
投資有価証券評価益	69,533	114,484
営業外費用		
支払利息	19,994	
為替差損	42,972	
投資有価証券評価損	1,568	64,536
経常損失(△)		△2,023,129
特別損失		
固定資産除却損	1,246	
減損損失	989,154	990,401
税金等調整前当期純損失(△)		△3,013,530
法人税、住民税及び事業税	18,673	
法人税等調整額	297,344	316,017
当期純損失(△)		△3,329,548
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△3,329,548

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,061,862	流 動 負 債	2,995,948
現金及び預金	2,110,422	短期借入金	950,000
売掛金及び契約資産	923,594	1年内返済予定の長期借入金	400,008
前払費用	104,455	未払金	226,298
立替金	451,833	未払費用	72,092
その他	473,403	前受金	1,978
貸倒引当金	△1,846	未払法人税等	14,712
固 定 資 産	3,757,455	未払消費税	32,123
有 形 固 定 資 産	0	預り金	1,159,159
建物附属設備	0	リース債務	2,569
工具、器具及び備品	0	賞与引当金	115,849
投資その他の資産	3,757,455	その他の負債	21,155
投資有価証券	245,383	固 定 負 債	1,346,371
関係会社株式	3,075,130	長期借入金	699,934
長期貸付金	267,647	リース債務	1,189
長期前払費用	14,978	退職給付引当金	638,955
差入保証金	154,314	繰延税金負債	6,292
資 産 合 計	7,819,318	負 債 合 計	4,342,320
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	3,463,294
		資 本 金	214,043
		資 本 剰 余 金	73,000
		資 本 準 備 金	73,000
		利 益 剰 余 金	3,833,714
		その 他 利 益 剰 余 金	3,833,714
		別 途 積 立 金	11,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,822,714
		自 己 株 式	△657,464
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,703
		その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,703
		純 資 産 合 計	3,476,998
		負 債 純 資 産 合 計	7,819,318

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,921,087
売上原価	3,147,127
売上総利益	773,959
販売費及び一般管理費	1,229,067
営業損失(△)	△455,107
営業外収益	
受取利息	17,782
為替差益	61,028
投資有価証券評価益	69,533
その他	6,799
営業外費用	
支払利息	10,932
投資有価証券評価損	1,568
経常損失(△)	△312,465
特別損失	
固定資産除却損	1,238
減損損失	161,674
関係会社株式評価損	1,333,384
税引前当期純損失(△)	△1,808,762
法人税、住民税及び事業税	2,271
法人税等調整額	427,200
当期純損失(△)	△2,238,234

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2026年5月18日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	穰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山岸	康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リニカルの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リニカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2026年5月18日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 穰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山岸 康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リニカルの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社リニカル 監査等委員会

常勤監査等委員 村上祐一 ㊞

常勤監査等委員 中島与志明 ㊞

監査等委員 杵山栄理 ㊞

(注) 監査等委員村上祐一、中島与志明及び杵山栄理は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



経営理念

医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。

ニーズにマッチした開発戦略提案と確実な遂行により、新薬開発パートナーとしての信用を確固たるものへ

グローバルでの営業強化と効率的な開発提案により、確実な業績回復を目指す

代表取締役社長

秦野 和浩

当期のポイント

- 複数案件の遅延により欧米が大幅な減収となり、連結で減収
- 営業人材補充・グローバル体制強化と、AI等の活用による提案力強化により、業績回復を目指す

Q 第21期の総括をお願いします。

A 連結売上高は前年同期比で減収となり、営業赤字も拡大するなど厳しい業績となりました。米国、欧州、豪州を含む大規模国際共同治験の受託内諾を得たものの、政府機関の閉鎖等の影響により治験開始が遅れ、欧米の売上が当初の計画を大きく下回りました。これまでおおむね順調に成長を続けていた米国事業にとって大きな逆風となりました。一方、日本においては、ドラッグ・ロスが継続する厳しい環境にありながらも、前年同期比で増収となりました。加えて、中国及び台湾においても、国内外の製薬会社やバイオテック企業から複数の案件を受託しております。

各国の営業チームが密に連携し、複数拠点を横断したグローバル試験の獲得が増加しており、グループの重点施策として位置付けている「グローバル営業戦略の強化」の成果が表れていると考えています。変化の激しい市場環境に柔軟かつ迅速に対応できる営業体制の構築にも注力しており、より効率的な意思決定が可能となっています。

また、より複雑化する臨床試験に対応するため、専門人材教育の拡充やAI活用のための環境整備等を推進しました。これらの取り組みにより、より高品質かつ効率的な臨床開発支援サービスの提供を目指しています。

Q 世界経済の混沌が続く中で、業界全体の動きをどのように見えていますか？

A 世界経済は地政学的リスクやインフレ、為替変動など複合的な要因により不透明感が続いています。医薬品業界は依然として高い成長ポテンシャルを持っていると認識しています。特に米国市場ではバイオ医薬品企業による創薬が活発化しており、新規治療薬の需要が増加しています。当社でも大型案件を受注しており、これを足掛かりにさらなる事業基盤の強化に取り組んでいます。

日本市場では依然としてドラッグ・ロスの問題が存在し、規制緩和に向けた政府の動きが続いているものの、解決にはまだ時間がかかる見込みです。こうした状況下で、当社は創薬支援事業部において医薬品市場分析と開発戦略立案、規制当局に対する届出・相談等のコンサルティングサービスを行っており、欧米、アジアと連携して海外の新興バイオ企業の日本市場参入を積極的に後押ししています。

さらに、AIや分散型臨床試験をはじめとするデジタル技術が医薬品開発の効率化を加速させており、当社もこれらの技術を積極的に活用したサービス開発を進めています。最新のテクノロジーを取り入れることで、より高品質かつスピーディな臨床試験のデザインと運営が可能となり、こうした取り組みがグローバルな競争優位につながると考えています。

Q 第22期の見通しについてお聞かせください。

A 米国及び欧州では、遅延していた大型案件の開始が見込まれており、売上に大きく貢献することを期待しています。加えて、当社のデジタル技術活用による臨床試験効率化の取り組みも進展しており、付加価値の高いサービス提供により競争力強化を図っています。日本やアジアにおいても、引き続き地域を

またいだグローバルな営業活動を強化し、新規案件の獲得や既存顧客との関係深化を通じて業績の回復を図ります。

一方で、日本におけるドラッグ・ロスの問題や、米国での規制強化、薬価制度をめぐる当局の動向など、市場環境には依然として注意が必要です。こうした厳しい市場環境においても、リニカルの強みであるお客様に対する細やかな対応を発揮し、新薬開発を着実に支えていくことが求められています。

加えて、経営体制の効率化による稼働率適正化や徹底したコスト管理を通じて経営資源の最適配分を図り、持続的な利益創出の基盤を整備することで安定した業績回復に向けた体制を強化してまいります。

Q 最後に株主の皆様へのメッセージをお願いします。

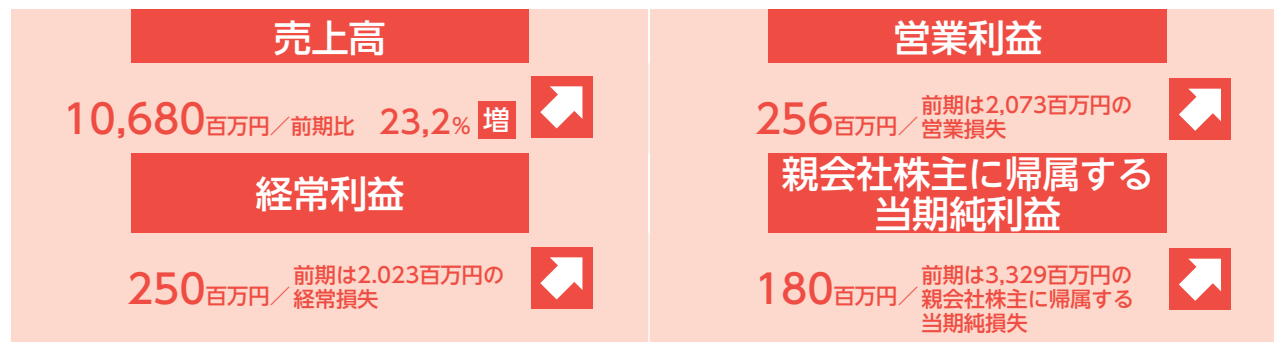
A リニカルは創立からStrongest CROを目指し、オンコロジーや中枢神経系、免疫領域の新薬開発を支え、グローバルCROとしての地位を確立してまいりました。こうした成果は、株主の皆様のご支援と、社員一丸となった不断の努力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

第21期は事業環境の変化や外部要因の影響により厳しい業績となりましたが、この状況を成長を取り戻すための機会と捉え、営業体制の強化や稼働率の適正化、コスト管理の徹底などを推進しています。これらの取り組みを通じて、第22期以降の業績回復を目指します。

私たちは、これまで培ってきた新薬開発・創薬支援の知識・技術をさらに磨き上げるとともに、AI等の新しい技術を組み合わせることで、新たな医療を切り拓く真のパートナーとして、今後も世界中の患者様やそのご家族に希望を届けるべく挑戦を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き長期的な視点でリニカルを応援いただけますようお願い申し上げます。

2027年3月期連結業績予想



当社グループにおきましては、欧米地域で米国の政府機関閉鎖の影響等で開始が遅れていた複数案件のうち一部で再稼働が始まっており、また、その残りの案件や直近の受注案件についても今後順次稼働を見込んでおります。また、米国を中心に交渉中の複数の大型案件があり、これらを受注し順調に進捗すれば下半期には売上・利益とも大幅に改善する見通しです。一方で、上半期は複数の新規案件の始動時期にあたり、受注残高や売上への寄与は限定的であるため、これらに続く本格稼働時期の契約が締結され受注残高や売上に本格的に寄与するまでの間は、引き続き厳しい業績が予想されます。特に、第1四半期においては直前四半期と同程度の営業損失が発生することを見込んでおります。なお、前期末には稼働率改善の見通しが立たない地域の人員整理を進めるなど損益分岐点の引き下げを図りましたが、引き続き人員稼働率向上のための施策の遂行と経費の厳密な管理により業績改善に努めます。

以上の状況に基づき、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高10,680百万円（前期比23.2%増）、営業利益256百万円（前期は2,073百万円の営業損失）、経常利益250百万円（前期は2,023百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益180百万円（前期は3,329百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）を見込んでおります。

上 場 市 場	東京証券取引所スタンダード市場
上 場 日	2008年10月27日
証 券 コ ー ド	2183
事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月
定時株主総会株主確定基準日	3月31日
剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
そ の 他 の 基 準 日	その他必要のある時は、あらかじめ公告して基準日を定めます。
単 元 株 式 数	100株
公 告 掲 載 方 法	電子公告 (https://www.linical.com/ja/) ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。
株 主 名 簿 管 理 人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 tel.0120-094-777（フリーダイヤル）
特 別 口 座 の 口 座 管 理 機 関	みずほ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 tel.0120-288-324（フリーダイヤル）

各種事務手続

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株式配当金 受取り方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店
未払配当金のお支払い	未払配当金のお支払いについては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いします。	

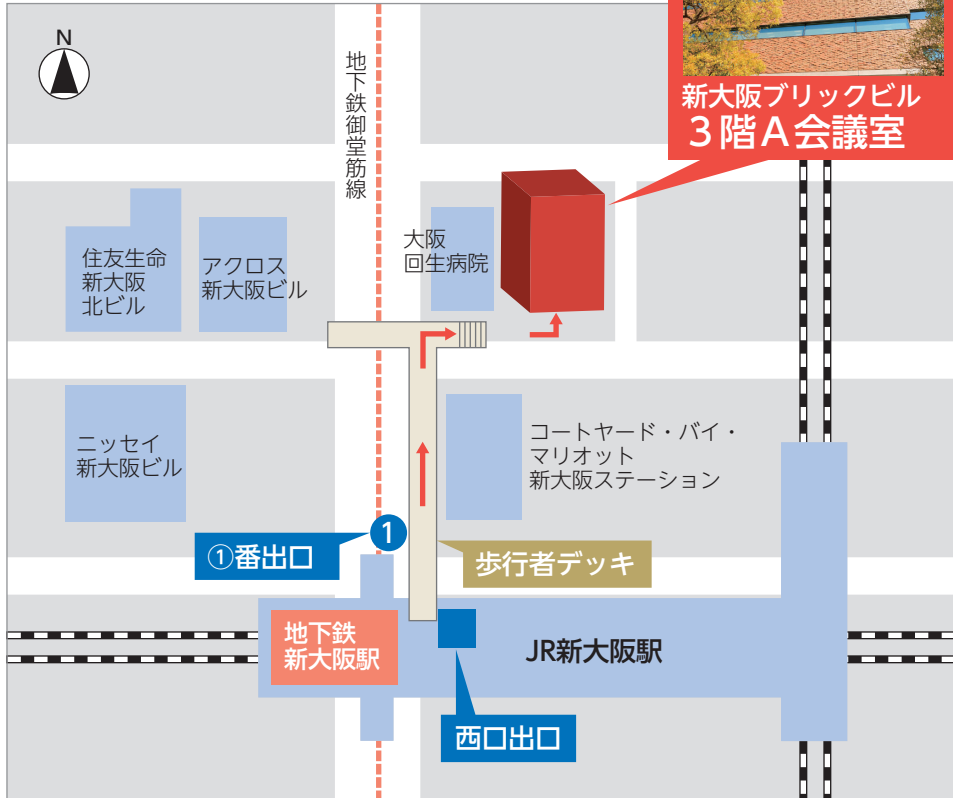
(ご注意) 特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

ご存知ですか？ 配当金の口座振込制度

- | | |
|---|---|
| <p>■ 配当金のお受取りは、
口座振込のご利用が
便利です。</p> | <p>■ 配当金のお受取り方法変更の手続は、以下までお問合せください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社で株式をお持ちの場合：証券口座を開設された証券会社 ・証券会社で株式をお持ちでない場合：三菱UFJ信託銀行株式会社 |
|---|---|

株主総会会場ご案内図

〒532-0003 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
会場 新大阪ブリックビル3階A会議室
TEL : 06-6150-2582
FAX : 06-6150-2675



交通案内 最寄り駅

- JR新大阪駅 西口より 徒歩約 3分
- 地下鉄御堂筋線新大阪駅 ①番出口より 徒歩約 2分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

